

二二九	白熱電燈用のバルブ及びランプ ・フィラメントのないもの又は金属のフィラメントのあるもの ・カーボンその他の非金属のフィラメントのあるもの	一割
二三〇 (b)	ガラス鏡(白金、金又は銀が価格の大部分を占めるフレイム付又はケース付の鏡及び別号に掲げるものを除くものとし、フレイム又はケースがついていると否とを問わず、大きさが百四十四平方インチをこえないものに限る。) 銑鉄及びアイアンケントレッジ 千九百三十年のタリフアクトの三〇一ただし書第三に基き附加税を課される場合 その他のもので燐の含有量が一万分の四をこえないもの	一割五分 三割五分 一トンにつき五十 六・二五セント 一トンにつき三十 七・五セント
三〇一		
三〇二 (j)	アルシミン、フェロシリコンアルミニウム及びフェロアルミニウムシリコン(アルミニウムの含有量が百分の二十以上百分の五十二以下のものであつて、かつ、その他の主要成分元素が鉄及びシリコンであるものを除く。)	一ポンドにつき二 ・二五セント
三二九	鉄鋼製チェーン(動力伝導のために使用され、かつ、ピッチが二インチをこえないもので、一ピッチにつき三個以上の部分品を含むものに限る。及びその部分品(完成したものであると否とを問わない。))	二割五分 一割二分五厘 一割二分五厘
三二九	価格が一ポンドにつき四十セント未満のもの	
三五九	価格が一ポンドにつき四十セント以上のもの その他のチェーン(動力伝導のために使用されるものに限る。及びその部分品 外科用又は歯科用の器具及びこれらの部分品(皮下注射器を含み、一部が鉄鋼、銅、しんちゆう、ニッケル、アルミニウムその他の金属からなるもので、ガラスが価格の大部分を占めるものに限るものとし、完成したものであると否とを問わない。))	四割二分五厘
三七二	ミシン(一台の価格が十ドルをこえ、七十五ドルをこえないものとし、別号に掲げるものを除く。及びミシンの部分品(当該ミシンの価格を問わないものとし、金属又は磁器が全	

三九七

体又は価格の大部分を占めるものに限るものとし、別号に掲げるものを除く。
鉛が全体又は価格の大部分を占める物品で別号に掲げていないもの（白金、金若しくは銀を張り、又はめつきしていないもの又は金ラッカラーで着色していないものに限るものとし、全部又は部分的に加工したものであると否とを問わない。）

四〇四

日本種のホワイトオーク及びメーブル（ひき板類、鋸挽きより進んだ加工を施さないもの及び床板に限る。）

四〇九

割り竹

四〇九

籐、竹、オージャ又は柳で全部又は一部を製造した物品で別号に掲げていないもの（テニスラケット用のフレームで価格が一個につき一ドル七十五セント以上のものを除く。）

ポーチ用若しくは窓用のブラインド、カーテン、スクリーン又はシェードの製造用に適するもの（編み、又は一部組み立てたものに限る。）

その他

四一〇

木その他の植物製のつまようじ

四一一

ポーチ用若しくは窓用ブラインド、バスケット、バッグ、いす用シート、カーテン、シェード又はスクリーン（竹、木、わら、パピエマツシエ、パームの葉又は木のコンポジションが全体又は価格の大部分を占めるものに限るものとし、別号に掲げるものを除く。）

バスケット及びバッグ（竹が全体又は価格の大部分を占めるものに限る。）

その他（バスケット及びバッグを除く。）

四一二

折りたたみ定規（木が全体又は価格の大部分を占めるものに限るものとし、別号に掲げるものを除く。）

一割

一ポンドにつき一・五セント。ただし、従価一割一分二厘五毛を下らず、二割二分五厘をこえないものとする。

七分五厘

一ポンドにつき八分の五セント

三割五分

二割五分

一割二分五厘

二割五分

四割

三割

（条一二・経五）

四二二

木又は樹皮の製品及び木又は樹皮が価格の大部分を占める製品（別号に掲げるものを除く。）

ブラシの背

七二二

調製し、又は貯蔵した鳥（別号に掲げるものを除く。）

羽毛、頭及び内臓を取り除いて調製した七面鳥（足を取り除いたものであると否とを問わないものとし、料理又は解体をしていないものに限る。）

七二七 (b)

魚（生のもの又は冷凍のものであつて、氷詰になつていると否とを問わないものとし、フィレー、皮取りしたもの、骨抜きしたもの、スライス又は解体したものに限るものとし、別号に掲げるものを除く。）
めかじき

七二七 (c)

魚（たら、ハドック、ヘイク、ポロック及びカスク以外のもののうち乾燥したもので、塩漬していなものに限るものとし、ふかのひれを除く。）

七二八 (a)

調製し、又は貯蔵した魚（油漬のもの又は油及びその他のものとともに詰めたものに限る。）

七二八 (b)

まぐろ
調製し、又は貯蔵した魚（気密容器に入れたもので、容器ともの重量が一個につき十五ポンドをこえないものに限るものとし、油漬のもの又は油及びその他のものとともに詰めたものを除く。）
まぐろ

一割六分六厘及び三分の二厘

一割二分五厘。ただし、一ポンドにつき五セントを下らず、十セントをこえないものとする。

一ポンドにつき一・五セント

一ポンドにつき十六分の五セント

三割五分

一割二分五厘

注 合衆国は、いずれの暦年においても、前記の魚の輸入量が、合衆国魚類野生生物局の報告による前暦年の合衆国におけるまぐろかん詰の生産量の百分の二十に相当する数量をこえる場合には、そのこえた数量のものに課する関税を引き上げる権利を留保する。

七二〇 (a) くん製の魚（油漬のもの又は油及びその他のものとともに詰めたもの並びに気密容器に入れたもので容器ともの重量が一個につき十五ポンドをこえないものを除く。）

(2) にしん（頭付のもの又は頭を取ることより進んだ加工をしていないもので、ハードドライモークのものに限る。）

七二二 (a)

調製し、又は貯蔵したかにの肉（かにのペースト及びソースを含むものとし、気密容器に入れたものに限る。）

七二二 (b)

レザークラム以外のクラム及び他のものと詰め合わせたクラム（クラムチャウダーを除くものとし、気密容器に入れたものに限る。）

注 この号に掲げるものの関税は、財務省報（T・D）第四万七千三十一号に明記した基準に基いて算定する。

七二二 (c)

かき、かきのジュース、他のものと詰め合わせたかき及び他のものと詰め合わせたかきのジュース（気密容器に入れたものに限る。）

七四三

マンダリンオレンジ（気密容器に入れたものに限る。）

七四八

プラム、ブルーイン及びブルーネル（塩水に漬けたものに限る。）

七五三

ゆり根

七六四

その他の園芸用及び農業用の種

木及び灌木の種

一ポンドにつき十六分の五セント

二割二分五厘

二割

一ポンドにつき六セント（直接の容器の重量を含む。）

一ポンドにつき〇・五セント

一ポンドにつき〇・二五セント

千個につき三ドル

一ポンドにつき二セント

（条二二・経五）

(条二二・経五)

七六八 乾燥きのこ

七七五 野菜類（わさびを含むものとし、切り、刻み、若しくは形を小さくしたもの、粉末状にしたもの、いり、若しくはあぶつたもの又は油漬にし、調製し、又は貯蔵したものに限るものとし、別号に掲げるもの、脱水したにんにく及びたまねぎ並びに野菜のピクル、塩漬及び塩水漬を除く。）

七七五 大豆（調製し、又は貯蔵したものに限る。）

七七九 稲のわら及び繊維

八〇四 日本酒

九〇四 (a) 綿布（漂白、捺染、浸染又は着色をしていないもので、価格が一ポンドにつき七十セントをこえないものに限る。）

平均番手が八十番をこえないもの

九〇四 (a) 平均番手が八十番をこえ、百二番をこえないもの
漂白、捺染、浸染又は着色をしていない綿布に対し、千九百三十年のタリファクトの九〇四(a)に基いて課される最低税率は、下欄に掲げるところによる。

九〇四 (b) 綿布（漂白したものに限る。）

平均番手が六十番をこえず、価格が一ポンドにつき八十セントをこえないもの

平均番手が六十番をこえ、八十番をこえず、価格が一ポンドにつき一ドル二十セントを

一ポンドにつき五セント及び従価二割五分

一割七分五厘

一割七分五厘

二千ポンドにつき五ドル

一ガロンにつき六十二・五セント

七分五厘と二厘五毛に番手数を乗じて得たものとを計算した率

二割七分五厘

一ポンドにつき〇・三セントに番手数を乗じた額

一割と二厘五毛に番手数を乗じて得たものとを計算した率

こえないもの

九〇四 (c)

平均番手が八十番をこえ、九十番をこえず、価格が一ポンドにつき一ドル二十セントをこえないもの

綿布（捺染、浸染又は着色をしたものに限る。）

平均番手が六十番をこえず、価格が一ポンドにつき九十セントをこえないもの

平均番手が六十番をこえ、八十番をこえず、価格が一ポンドにつき一ドル四十セントをこえないもの

九〇九

平均番手が八十番をこえ、九十番をこえず、価格が一ポンドにつき一ドル四十セントをこえないもの

パイル織物（パイルを切つたもの又は切らないもので、パイルリボンを含まず、パイルが全表面をおおっていると否とを問わないものとし、綿が全体又は価格の大部分を占めるものに限る。）

プレーンバックのベルベチーン

ツイルバックのベルベチーン

九一〇

テーブルダマスク（綿が全体又は価格の大部分を占めるものに限る。）及びテーブルダマス

一割と二厘五毛に番手数を乗じて得たものとを加算した率

三割

一割二分と二厘五毛に番手数を乗じて得たものとを加算した率

一割二分と二厘五毛に番手数を乗じて得たものとを加算した率

三割二分

二割五分
一平方ヤードにつき二十五セント。ただし、二割二分五厘を下らず、三割をこえないものとする。

（条二一・経五）

九二一	(a)	タから製造し、又は切り取った物品（完成したものであると否とを問わない。） ブランケット及びブランケット地（起毛したものであると否とを問わないものとし、綿が 全体又は価格の大部分を占めるもので、ジャカード織のものに限るものとし、反物になつ ていると否とを問わない。）	一割七分五厘
九二一	(a)	タオル（パイル織以外のもの、綿が全体又は価格の大部分を占めるものに限るものと し、反物になつていると否と及びジャカード織のものであると否とを問わない。）	二割二分五厘
九二一	(b)	敷布及びまくらのおい（綿が全体又は価格の大部分を占めるものに限る。）	二割
九二一	(b)	テーブル用又は机用のカバー、セーターピース、ランナー、スカーフ、ナプキン及びドイ リー（平織綿布製のもので、手でブロックプリントしていないものに限るものとし、別号 に掲げるものを除く。）	一割二分五厘
九二二		長ぐつ用、短ぐつ用又はコルセット用のひも（綿その他の植物繊維が全体又は価格の大部 分を占めるものに限る。）	一割五分
九一五		手袋類（完成したものであると否とを問わないものとし、綿その他の植物繊維が全体又は 価格の大部分を占めるものに限る。）	一割五分
九一七		たてメリヤス機その他の機械で編んだ生地で作つたもの はだ着、外衣その他の物品（メリヤス製又はクロシェ編のもので、完成したものであると 否とを問わないものとし、綿その他の植物繊維が全体又は価格の大部分を占めるものに限 るものとし、別号に掲げるもの、クロシェ編のはだ着及び価格が一ポンドにつき一ドル七 十五セントをこえるメリヤス製のはだ着を除く。）	三割
		手袋類	四割
		メリヤス製のはだ着	三割
		その他	二割五分
九二一		ラグラグ（綿が全体又は価格の大部分を占めるもので、ヒットアンドミスという通称の 種類のものに限る。）	四割五分
九二一		シュニールラグ（綿が全体又は価格の大部分を占めるものに限る。）	二割

九二一

その他の床用敷物類（綿が全体又は価格の大部分を占めるものに限るものとし、じゆうたん、じゆうたん地、マット及びラグを含み、カットパイル及びハンドフックのもの並びに東洋風ラグの模造品を除く。）

九二二

ぼろ（綿が全体又は価格の大部分を占めるものに限るものとし、ワイピングラグを含み、主として製紙用に供されるものを除く。）

九二三

綿が全体又は価格の大部分を占めるすべての製品（別号に掲げるものを除く。）

かがり織タオル（価格が一枚につき四十五セント未満のものに限る。）

ラダーテープ

パドミントネット

漁網及び漁網地

その他（パイル組織のもの、消息子、カテーテル、排膿管、エキスプロラツール、インステイラツール、プルーブ、ゾンデその他の泌尿科用の器具、型に入れて作ったパッキングで綿及びゴム製のもの、プリンター用のゴム引きブランケット並びに毛を交えた織糸を除く。）

一〇〇六

ギルネットイング、網、ウェブ、引網その他の漁網（亜麻、大麻又はラミーが全体又は価格の大部分を占めるものに限るものとし、別号に掲げるものを除く。）

一〇二一

中国、日本及びインドの通常のストローマッティング及びこれから作った床用敷物

一〇二二

その他のすべての床用敷物（別号に掲げるものを除く。）

草又は稲のわらで作ったもの

一一一七 (c)

床用敷物（毛が全体又は価格の大部分を占めるもので、価格が一平方フィートにつき四十セントをこえるものに限るものとし、マット及び粗毛じゆうたんを含み、別号に掲げるものの、アルパカ、ガナコ、ウアリゾ、ラマ、ミステイ若しくはスリの毛又はこれらの動物の二以上の毛を交えたものが全体又は価格の大部分を占めるもの及びアンゴラやぎの毛が全

一割七分五厘

一ポンドにつき二セント

二割

一割五分

一割五分

二割五分

二割

二割二分五厘

一平方ヤードにつき一・五セント

二割

一二〇一

体又は価格の大部分を占めるものを除く。

絹（生糸、くず絹又は繭から一部加工したものに限るものとし、全部又は部分的の精練（糸繰の工程における精練を除く。）をしたものを含む。）及びシルクノイル（長さが二インチをこえるものに限る。）で、撚り、又はつむいでいないもの

一二〇五

反物（絹が全体又は価格の大部分を占めるもののうち、幅が三十インチをこえるもので別号に掲げていないもの又はファーストエッジ若しくはスプリットエッジを有すると否とを問わず、幅が三十インチをこえないものに限るものとし、かさ用の絹及びグロリア布を含み、篩布を除く。）

漂白、捺染、浸染又は着色をしたもので全部が絹からなるもの

価格が一ポンドにつき五ドル五十セントをこえないもの

ジャカード織のもの

ジャカード織でないもの

価格が一ポンドにつき五ドル五十セントをこえるもの

ジャカード織であつて、主としてスクリーンプロセスプリンティングにおけるステンシル用に用いられるもの

ジャカード織でないもの

主としてスクリーンプロセスプリンティングにおけるステンシル用に用いられるもの

もの

その他（幅が三十インチをこえるものに限る。）

漂白、捺染、浸染又は着色をせず、かつ、ジャカード織でないもの

手袋類（メリヤス製のもの又はクロシェ編のもので、完成したものであると否とを問わないものとし、絹が全体又は価格の大部分を占めるものに限る。）

一二〇八

手袋類（メリヤス製のもの又はクロシェ編のもので、完成したものであると否とを問わないものとし、レーヨンその他の人造繊維が全体又は価格の大部分を占め、価格が一ダースにつき一ドル五十セント未満のものに限る。）

一二〇九

一ポンドにつき二

三割

三割

二割二分五厘

三割

二割二分五厘

三割

三割二分五厘

一割七分五厘

三割

- 一四〇三
- 一四〇四
- 一四〇五
- 一四〇九

マスク（紙、パルプ又はバビエマツシエで作つたものに限るものとし、別号に掲げるものを除く。）

別号に掲げていない紙（着色したものであると否と、印刷したものであると否と及びシト状のものであると否とを問わないものとし、通常又は商業上次に掲げるものとして知られているものに限る。）

吸取紙及び複写紙（価格が一ポンドにつき十五セントをこえるものに限る。）

一連の重量が六ポンドをこえないもの

一連の重量が六ポンドをこえ、十ポンド未満のもの

ステロ版用の紙

一連の重量が六ポンドをこえないもの

一連の重量が六ポンドをこえ、十ポンド未満のもの

バッグその他の物品（千九百三十年のタリファクトの一四〇五により、当該規定に掲げる紙が全体又は価格の大部分を占めているためにその税率の適用があるものに限るものとし、印刷物及び別号に掲げるものを除く。）

壁紙（印刷、石版刷、染色又は着色をしたものに限る。）

亜硫酸パルプ製の包装紙（別号に掲げるものを除く。）

十五セント及び従価三割二分五厘

一割二分五厘

一ポンドにつき三セント及び従価一割一ポンドにつき二・五セント及び従価七分五厘

一ポンドにつき二セント及び従価七分五厘
一ポンドにつき二セント及び従価五分

一ポンドにつき二・五セント及び従価一割
一ポンドにつき二・五セント及び従価一割二分五厘

（条二二・経五）

一四〇九

別号に掲げていない紙(マウントしていないステンシルペーパー並びにボール紙及びわら紙で厚さが〇・〇〇八インチ以上〇・〇一インチ未満のものを除く。)

一四一〇

白紙帳簿及びスレートブック
住所録、日記帳及びノート

一五〇二

一五〇二

野球用のボール(完成したものであると否とを問わず、材料が何であるかを問わない。)
フットボール用のボールその他のボール(ゴムが全体又は価格の大部分を占めるものであつて、完成したものであると否とを問わず、主として身体の運動(その運動がスポーツの要素を含んでいると否とを問わない。)の用に考案されているものに限るものとし、テニスボール、ゴルフボール及び別号に掲げるものを除く。)

一五〇三

一五〇三

ぞうげ製ビーズ
模造真珠製ビーズ(中空のもの又は詰物をしたものに限るものとし、種類、型及び材料が何であるかを問かない。)

一五〇三

ソリッドの模造真珠製ビーズ
イリデッセントのもの(価格がいくらであるかを問わない。)

その他のもの

価格が一インチにつき〇・二五セントをこえないもの

価格が一インチにつき〇・二五セントをこえ、一セントをこえないもの

価格が一インチにつき一セントをこえ、五セントをこえないもの

価格が一インチにつき五セントをこえるもの

組ひも、組物、レース及び柳製のシート又はスクエア(わら、チップ、紙、草、パームの葉、柳、オーシア、籐、馬毛、キューババーク又はマニラ麻が全体又は価格の大部分を占めるもの並びに組ひも及び組物でラミーが全体又は価格の大部分を占めるものであつて、

一五〇四
(a)

二割

二割

一割五分

二割

二割五分

四割

四割五分

四割五分

一インチにつき〇・二五セント及び従価三割

一インチにつき〇・五セント及び従価二割五分

四割五分

一五二三

の
人形の部分品（千九百三十年のタリファクトの一五二九(a)に掲げるレース、織物、ししゅう布その他の材料又は物品がいかにか少量であつても一部を占めていない衣類を含む。）及び人形の頭部

千九百三十年のタリファクトの三一に掲げる産品が全体又は価格の大部分を占めているもの

その他

一五二三

玩具及びその部分品（千九百三十年のタリファクトの三一に掲げる物品が全体又は価格の大部分を占める産品に限るものとし、動く部分を有すると否とを問わない。）

一五二三

玩具のゲーム、容器、記章及びスプニア（構成材料を問わない）、風船、絵本（製本しているものと否とを問わないものとし、文字、数字、説明語以外の読物をもたないものに限るものとし、抜き取ることができるページに印刷されたものは、読物とみなさない。）並びにこれらの部分品

一五二三

玩具及びその部分品（別号に掲げるものを除く。）

詰物をした動物玩具でばね仕掛けになつていないもの

高さが六インチをこえず、かつ、価格が一個につき三十五セント未満のもの

高さが六インチをこえず、十一インチをこえず、かつ、価格が一個につき一ドル未満のもの

高さが十一インチをこえず、十四インチをこえず、かつ、価格が一個につき二ドル未満のもの

高さが十四インチをこえず、価格が一個につき三ドル五十セント未満のもの

玩具（関税及び貿易に関する一般協定の従前の第二十表に構成材料を特記せずに掲げて

三割五分

一個につき〇・五
セント及び従価三
割

三割五分

一個につき〇・五
セント及び従価三
割

三割五分

三割五分

三割五分

三割五分

三割五分

（条二一・経五）

一五二八 (a)	いる玩具を除くものとし、ビスク、磁器、陶器、パロス焼、ストーンウェア又はゴムが全体又は価格の大部分を占めるものに限る。） これらの玩具の部分品 人造又は装飾用の果実、野菜、草、穀物、葉、花及び茎並びにこれらの部分品 織糸、糸、フィラメント、ティンセルワイヤー、レーム、ブリオン、金属糸、ビーズ、ガラス管玉、スパンゲル又はレーヨンその他の人造繊維織物が全体又は価格の大部分を占めるもの その他の材料（羽毛を除く。）が全体又は価格の大部分を占めるもの（別号に掲げるものを除く。） ポーア、ボタン穴の差し飾り、花輪及び別号に掲げていない物品（前号に掲げる果実、野菜、草、穀物、葉、花及び茎並びにこれらの部分品が全体又は価格の大部分を占めるものに限る。） 織糸、糸、フィラメント、ティンセルワイヤー、レーム、ブリオン、金属糸、ビーズ、ガラス管玉、スパンゲル又はレーヨンその他の人造繊維織物が全体又は価格の大部分を占めるもの その他の材料（羽毛を除く。）で作つたもの ヘヤープレスクロース（別号に掲げるものを除く。） 身辺用細貨類（通常又は商業上ジュエリーとして知られているもので、部分品を含み、完成したものであると否と及び構成材料が何であるかを問わないものとし、金又は白金が全体若しくは価格の大部分又はその金属部分の全体若しくは価格の大部分を占めるものを除く。）で、価格が一ダースにつき二十セントをこえ、五ドル以下のもの 注 関税及び貿易に関する一般協定の第二十表（原本）の第一部一五二七(a)(1)及び(2)の注によつて留保された権利は、この表が同協定の譲許表となる日に消滅するものとする。	三割五分 三割五分
一五一八 (a)	ポーア、ボタン穴の差し飾り、花輪及び別号に掲げていない物品（前号に掲げる果実、野菜、草、穀物、葉、花及び茎並びにこれらの部分品が全体又は価格の大部分を占めるものに限る。） 織糸、糸、フィラメント、ティンセルワイヤー、レーム、ブリオン、金属糸、ビーズ、ガラス管玉、スパンゲル又はレーヨンその他の人造繊維織物が全体又は価格の大部分を占めるもの その他の材料（羽毛を除く。）で作つたもの ヘヤープレスクロース（別号に掲げるものを除く。） 身辺用細貨類（通常又は商業上ジュエリーとして知られているもので、部分品を含み、完成したものであると否と及び構成材料が何であるかを問わないものとし、金又は白金が全体若しくは価格の大部分又はその金属部分の全体若しくは価格の大部分を占めるものを除く。）で、価格が一ダースにつき二十セントをこえ、五ドル以下のもの 注 関税及び貿易に関する一般協定の第二十表（原本）の第一部一五二七(a)(1)及び(2)の注によつて留保された権利は、この表が同協定の譲許表となる日に消滅するものとする。	三割五分
一五二三 (a)(2)	ポーア、ボタン穴の差し飾り、花輪及び別号に掲げていない物品（前号に掲げる果実、野菜、草、穀物、葉、花及び茎並びにこれらの部分品が全体又は価格の大部分を占めるものに限る。） 織糸、糸、フィラメント、ティンセルワイヤー、レーム、ブリオン、金属糸、ビーズ、ガラス管玉、スパンゲル又はレーヨンその他の人造繊維織物が全体又は価格の大部分を占めるもの その他の材料（羽毛を除く。）で作つたもの ヘヤープレスクロース（別号に掲げるものを除く。） 身辺用細貨類（通常又は商業上ジュエリーとして知られているもので、部分品を含み、完成したものであると否と及び構成材料が何であるかを問わないものとし、金又は白金が全体若しくは価格の大部分又はその金属部分の全体若しくは価格の大部分を占めるものを除く。）で、価格が一ダースにつき二十セントをこえ、五ドル以下のもの 注 関税及び貿易に関する一般協定の第二十表（原本）の第一部一五二七(a)(1)及び(2)の注によつて留保された権利は、この表が同協定の譲許表となる日に消滅するものとする。	五割 三割五分 一割五分

五割五分。ただし、当該物品が千九百三十年のタリファクトの一五二七に掲げる税率の適用を受けない場合に

一五二七 (c) (2)

身辺に着用、携帯又は装着するように考案された物品（バックル、名刺入れ、くさり、シガーケース、シガーカッター、シガーホルダー、シガーライター、シガレットケース、シガレットホルダー、硬貨入れ、カラー用、カフス用又はドレス用のボタン、くし、マツチ入れ、メッシュエバッグ、さいふ、婦人帽子用、軍人用又は毛髪用の装飾品、ピン、おしろい入れ、スタンプケース、化粧箱、時計バンド及びこれらに類するものを含み、これらのもののうち価格が一ダースにつき二十セントをこえるもの及びその部分品であつて、完成したものであると否とを問わないものとし、金又は白金以外の金属（エナメル塗装、ウォッシング、被覆又はめつきをしていると否とを問わないものとし、金張のものを含む。）が全体又は価格の大部分を占めるもの（金属が価格の大部分を占めない場合及び千九百三十年のタリファクトの一五二七(c)(1)に掲げる税率の適用がない場合には、宝石、半貴石、真珠、カメラ、さんご、こはく、模造の貴石若しくは半貴石又は模造真珠がセットされ、かつ、価格の大部分を占めるもの）に限る。）

価格は一ダースにつき五ドルをこえない物品及びその部分品（価格が一ダースにつき二十セント未満の部分品並びにバックル、葉巻用又は紙巻たばこ用のライター及びその部分品、カラー用、カフス用又はドレス用のボタン、模造ダイヤがその価格の大部分を占める婦人用ハンドバッグ並びにメッシュエバッグ及びその部分品を除く。）
葉巻用又は紙巻たばこ用のライター及びこれらの部分品（価格が一ダースにつき五ドルをこえるものに限る。）

は、改正後の千九百三十年のタリファクトの第三百五十一條の意味に於ける千九百四十五年一月一日の現行税率に基いて支払うべき額の五割を下らないものとす

五割五分

四割五分

(条一二・経五)

(条二一・経五)

一個につき〇・五
セント及び従価二
割五分

五分

一割

ソリッドの模造真
珠製ビーズにつ
てこの部の一五〇
三(第三番目の
の)に掲げる税率

五割

五割

価格が一ダースにつき二十セント未満の部分品

一五二八 真珠及びその部分品(穴をあけてあると否とを問わないものとし、セットせず、又は糸で
つないでいないもの(一時的にセットし、又はつないだものを除く。)であつて、養殖した
ものに限る。)

一五二八 模造半球真珠及び中空の又は詰物をしたすべての形の模造真珠(穴のないもの又は穴が部
分的にしか通つていないものに限る。)

一五二八 ソリッドの模造真珠(イリデッセントのものであると否と、穴が通つていると否と及びば
らのものであるとマウントしたものであるとを問わず、また、形、色又はデザインを問わ
ない。)

一五二九 (a)

レース、レース織物及びレース製品(全部が手工により、千九百三十年のタリファクトの
一五二九(a)に掲げる機械製の材料又は物品を交えないものうち、綿以外の植物繊維が全
体又は価格の大部分を占めていないものに限るものとし、幅が二インチをこえ、かつ、価
格が一ポンドにつき五十ドルをこえないもの又は価格を問わず、幅が二インチをこえない
ものに限る。)

一五二九 (a)

織物及び製品(着用衣類を除くものとし、部分的に手工のレースを用いたもので、千九百
三十年のタリファクトの一五二九(a)に掲げる機械製の材料又は物品を交えないものとし、
レースの全部又は一部の幅が二インチをこえ、かつ、価格が一ポンドにつき五十ドルをこ
えないもの又は価格を問わず、レースの幅が二インチをこえないものに限る。)

一五二九 (a)

ししゅうした織物及び製品(ししゅうが縁にあると否とを問わないものとし、タンバーを
したものの、アップリケをしたものの、ビーズ、ガラス管玉若しくはスパングルで装飾したも
の又は糸を除き、引き抜き、パンチし、若しくは切断し、かつ、編織後にすかし細工を仕

一五二九 (a)

一五三〇 (e)

一五三一

一五三二

上げるため、若しくは装飾するために糸を入れたもの（縁に沿った一条の直線へムスティツチのものを除く。）並びにこれらがその全部又は一部を構成するもの（レースがいずれかの部分を占めるものを除く。）であつて、千九百三十年のタリファクトの一五二九(a)に記載されているところにかかわらず、綿が全体又は価格の大部分を占め、かつ、千九百五十二年の合衆国輸入税表の一五二九(a)の(6)に含まれるものに限るものとする。）

机用又はテーブル用のカバー、セーターピース、ドイリー、ナプキン、ランナー及びスカーフ（平織綿布製のもので、手でブロックプリントしてあり、一部にフリンジのあるものに限る。）

長ぐつ、短ぐつその他のはきもの（体育用又はスポーツ用の長ぐつ及び短ぐつを含み、羊毛、綿、ラミー、獣毛若しくはファイバー、レーヨンその他の人造繊維、絹又はこれらの代用品が甲の全体又は甲の価格の大部分を占めるものに限る。）

インディアラバー又はその代用物が底の全体又は底の価格の大部分を占めるもの

注 前記の物品の関税は、財務省報（T・D）第四万六千五百五十八号に明記した基準に基いて算定するものとする。

その他の材料が底の全体又は底の価格の大部分を占めるもの（革底のもの、綿以外の植物繊維が甲の全体又は甲の価格の大部分を占めるもの、羊毛フェルトが甲の底の双方の全体又は甲と底の価格の大部分を占めるもの及び綿が底の全体又は底の価格の大部分を占めるアルパゲーターを除く。）

硬貨入れ、小銭入れ、ビルフォールド、ビルケース、ビルロール、ビルパース、バンクノートケース、カレンシーケース、マネーケース、名刺入れ、ライセンスケース、パス入れ、旅券入れ、手紙入れその他これらに類する革製品（爬虫類の革以外の革が全体又は価格の大部分を占めるものに限る。）

千九百三十年のタリファクトの一五三一に掲げる物品（爬虫類の革が全体又は価格の大部分を占め、かつ、旅行用、びん用、飲物用、食事用、裁縫用、マニキュア用その他これらに類する用途のセットが恒久的に取り付けられているものに限る。）

五割

二割五分五厘

二割

二割五分

二割

二割

（条一二・経五）

一五三五	ア－ティフィシャルフライ及びスネルドフック（完成したものであると否とを問わない。）	二割五分
一五三五	リーダー及びカースト（完成したものであると否とを問わない。）	一ダースにつき七 十セント。ただし、 従価一割七分五厘 を下らず、三割五 分をこえないもの とする。
一五三五	釣ざお（完成したものであると否とを問わないものとし、別号に掲げるものを除く。）	一個につき二ドル 七十五セント。た だし、従価一割五 分を下らず、三割 五分をこえないも のとする。
一五三五	釣ざおの部分品（完成したものであると否とを問わないものとし、別号に掲げるものを除く。）	三割
一五三五	ア－ティフィシャルベイトその他すべてのフィッシングタックル及びその部分品（釣針を除く）、フライブック、フライボックス、フィッシングバスケット並びにフィッシングク リール（完成したものであると否とを問わないものとし、釣糸、漁網及び引網並びに別号 に掲げるものを除く。）	二割五分
一五三六	ろうそく	二割
一五三六	こはく又はブラダーの製品、こはく、ブラダー及び蠟 ろうそく の結合したものの製品並びにこれら のものが価格の大部分を占める製品（蠟 ろうそく が価格の大部分を占めるもの及び別号に掲げるも のを除く。）	一割
一五三七	骨、チップ、草、海藻 そらふ 、角、わら又は雑草の製品及びこれらのもの又はこれらのものとク イル、パームの葉若しくはホエールボーンとを結合したものが価格の大部分を占める製品 （別号に掲げるものを除く。）	二割五分
(a)	チップの製品又はチップが価格の大部分を占めるもの	一割二分五厘
	その他	二割五分

一五三七 (a)
一五三七 (b)

チップローピングの製品

インディアラバー又はガタパーチャの製品及びこれらのものが価格の大部分を占める製品
(別号に掲げるものと並びに消息子、カテーテル、排膿管、ゾンデその他の泌尿科用の器具、
手袋、ガセット、パツキング及びバルブ、ゴルフボールの芯であつて巻いてあるもの又は
は巻いていないもの、は乳乳首又はおしやぶり、インディアラバーが全体又は価格の大部
分を占めるタイヤ、インディアラバーが全体又は価格の大部分を占めるはき物のかかと及
び底並びに気体又は液体を導くためのホース及びチューブを除くものとし、自動車、自
転車又は自動自転車のタイヤ以外のもので、この号でこれまでに除かれず、かつ、ガタパー
チャが全体又は価格の大部分を占めるものを除く。)

長くつ、短くつその他のはき物類でインディアラバーが全体又は価格の大部分を占める
もの

注 前記の物品の関税は、財務省報(T・D)第四万六千五百五十八号に明記した基準
により算定するものとする。

その他

注 合衆国は、全部又は一部がインディアラバーからなる物品についてこの号の適用を
撤回する権利を留保する。

この撤回は、関税及び貿易に関する一般協定において認められる措置で合衆国におけ
る合成ゴムの生産又は使用を促進するためのものに関連して必要である旨の書面によ
る三十日の予告を締約国に与えることにより、行うものとする。

くし(全体がセルローズ合成物で作られたものに限るものとし、別号に掲げるものを除
く。)

価格が一グロスにつき四ドル五十セントをこえないもの

価格が一グロスにつき四ドル五十セントをこえるもの

一割二分五厘

一割二分五厘

一割二分五厘

一個につき〇・五
セント及び従価一
割五分

一個につき一セン
ト及び従価二割

(条二一・経五)

一五四九 (a)

鉛筆のキャップ及びクリップ（鉛筆についているものであると否とを問わない。）

一五五二

パウチ（完成したもの又は一部完成したもので、噛みたばこ用又は刻みたばこ用のものに
限るものとし、革が全体又は価格の大部分を占めるものを除く。）

一五五三

保温用のびん、水差し、ジャー、ジャグその他の容器並びにこれらの物品のブランク及
びピストン（構成材料を問わないものとし、内容物の温度を維持するための真空又は一部
真空の絶縁空間があるものに限るものとし、完成したものであると否と及び金属その他の
材料のジャケット又はケースがついていないと否とを問わない。）

容量が一パイントをこえないもの

容量が一パイントをこえ、二パイントをこえないもの

容量が二パイントをこえるもの

一五五三

前号（一五五三）に掲げる物品の部分品（ブランク及びピストンを除く。）

一五五四

歩行用のつえ（完成したものであると否とを問わないものとし、価格が一ダースにつき五
ドル未満のものに限る。）

一五五四

雨がさ用、日がさ用、日おおい用又は歩行用のつえのにぎり及び柄

木が全体又は価格の大部分を占めるものであつて、価格が一ダースにつき二ドル五十セ
ント未満のもの

一五五八

セルロース合成物が全体又は価格の大部分を占めるもの
粗の又は加工していない物品（別号に掲げるものを除く。）
かえる（生きているものを除く。）及びかえるの足

一グロスにつき十
五セント

三割

一個につき八セ
ント及び従価四割

一個につき十五
セント及び従価四割

一個につき十五
セント及び容量が二
パイントをこえる

一パイント及びそ
の端数について三
セント並びに従価

四割

四割五分

二割五分

三割

二割

五分